

MIRA でんき
電力供給約款
【低圧】
(取次用)

2026 年 7 月 1 日制定

MIRA 株式会社
(小売電気事業者:HTB エナジー株式会社)

目 次

I 総 則	
第1条 適用	4
第2条 本約款の変更	4
第3条 定義	4
第4条 単位および端数処理	5
第5条 本約款に定めのない特別な事項	6
II 契約について	
第6条 需給契約の申込み	6
第7条 需給契約の成立	6
第8条 契約期間	6
第9条 需要場所	6
第10条 需給契約の単位	7
第11条 供給の開始	7
第12条 承諾の限界	7
III 契約種別および料金	
第13条 契約種別	8
第14条 料金等	8
IV 料金の算定および支払い	
第15条 料金の適用開始の時期	8
第16条 検針日	8
第17条 料金の算定期間	8
第18条 使用電力量の計量	8
第19条 料金の算定	8
第20条 料金の支払義務ならびに支払期日	9
第21条 料金その他の支払方法	9
V 使用および供給	
第22条 需要場所への立ち入りによる業務の実施	10
第23条 電気の使用にともなうお客様の協力	10
第24条 供給の停止	10
第25条 供給停止の解除	10
第26条 違約金	11
第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
第28条 損害賠償の免責	11
第29条 設備の賠償	11
VI 契約の変更および終了	
第30条 需給契約の変更	11
第31条 名義の変更	12
第32条 需給契約の終了	12
第33条 需給開始後の需給契約の終了または変更にとまなう料金および工事費の精算	12
第34条 解約等	12
第35条 需給契約終了後の債権債務関係	13
VII 工事および工事費の負担金	
第36条 供給地点および施設	13
第37条 計量器等の取り付け	13
第38条 電流制限器等の取り付け	13
第39条 供給設備の工事費負担金	14
第40条 需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申し受け	14

VIII 保 安	
第41条 調査に対するお客様の協力	14
第42条 保安等に対するお客様の協力	14
IX そ の 他	
第43条 消費税法等改正の場合の取扱い	14
第44条 反社会的勢力の排除	14
第45条 管轄裁判所	15
別表	16

I 総 則

第1条 適用

- (1) この「電力供給約款【取次】」(以下「本約款」といいます。)は、小売電気事業者が一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものであり、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎをおこなっている当社とお客様との間で締結する「電気の需給に関する契約」(以下「需給契約」といいます。)の内容として適用いたします。
- (2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
沖縄県、および離島(離島供給約款の適用地域をいいます。)

第2条 本約款の変更

- (1) 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更、小売電気事業者の定める電気小売供給約款の変更、供給方法等の技術的な事項または需給契約に係る手続きおよび運用上の取扱いについて変更、または法令等の制定もしくは改廃により本約款を変更する必要がある場合、ならびにその他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件・電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせいたします。
- (2) 本約款の変更にとまね、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおりおこなうことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付をおこなう場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令等に基づき適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)によりおこない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 需給契約締結後の書面交付をおこなう場合には、当社が適当と判断した方法によりおこない、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) (1)の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の需給契約の変更が、法令等の制定または改廃にとまね当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまねない内容である場合には、電気事業法その他の関係法令等に基づくお客様への供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、既に締結されている約款等および需給契約の更新(料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該需給契約の期間の延長のみをする場合)においては、契約更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (4) 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、お客様が登録した連絡先に対し電子メール(SMSサービスを含みます。)を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式といたします。)等その他の情報通信技術を利用する方法にておこなうものとし、お客様にはあらかじめこれを承諾していただきます。

第3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧100Vまたは200Vをいいます。
- (2) 電灯
LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、またはその恐れがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 負荷設備
お客様が使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流(A)をいい、交流単相2線式標準電圧100Vに換算した値といたします。
- (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量(kVA)をいいます。
- (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力(kW)をいいます。
- (10) 使用電力量
お客様が使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された30分ごとの値をいいます。ただし、やむを得ない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として3%の損失率によって修正した電力量といたします。
- (11) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。また、別段の定めが無い限り、「消費税率」とは消費税の税率および地方消費税の税率の合計を指すものといたします。
- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (13) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客様の需要場所を供給区域とする託送供給等をおこなう一般送配電事業者をいいます。
- (14) 小売電気事業者
電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者であり、当社との取次委託契約に基づきお客様に電気を供給する小売電気事業者であるHTBエナジー株式会社(登録番号:A0172)をいいます。
- (15) 託送供給等約款
電気事業法第18条に基づき経済産業大臣から認可された一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。
- (16) 接続供給契約
小売電気事業者がお客様に電気の供給をおこなうために必要となる、小売電気事業者が一般送配電事業者から受ける電気の供給(接続供給)に係る契約をいいます。
- (17) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入の数量および価格の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間として、「別表3.(1)(ハ)」に定める期間をいいます。
- (18) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入いたします。

- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税および地方消費税が課される金額ならびに消費税等相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第5条 本約款に定めのない特別な事項

本約款に定めのない事項および本約款の実施上必要な細目的事項については、本約款の趣旨に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客様との協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客様は、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

Ⅱ 契約について

第6条 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者および当社グループ会社へ通知することがあります。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 申込みにあたり、お客様は、本約款第23条(電気の使用にともなうお客様の協力)に定めるものに関する事項および、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項について遵守していただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によってお客様が損害を受けるおそれがある場合は、お客様ご自身の費用と責任において無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置をお客様の費用と責任において講じていただきます。
- (5) お客様は、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾していただきます。
- (6) お客様は、当社が需給契約の締結または履行にともない取得したお客様の情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー(それに類する個人情報保護方針等の規定およびそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。)の規定のとおり取り扱うこと、ならびに、当社の親会社、子会社、関連会社(以下「当社グループ会社」といいます。)に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取り扱うことについて、あらかじめ同意するものいたします。

第7条 需給契約の成立

- (1) 需給契約は、お客様の申込みを当社が承諾したときに、小売電気事業者および一般送配電事業者の間でお客様および当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客様との間に成立いたします。
- (2) 当社は、お客様の申込みが当社に到達した場合であっても、法令等、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、需給契約の申込みを承諾できない場合があります。その場合、当社はお客様の申込みを受領後、5営業日以内にお客様に通知いたします。
- (3) お客様と当社との間で需給契約が成立した場合、本約款等、需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適当と判断した方法によりお客様に交付するものとし、お客様は、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

第8条 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日(当日を含む。)を始期、料金適用開始の日(本約款第15条の定めに従う)から1年を経過する日を終期といたします。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに需給契約の終了または変更の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。

第9条 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものを1需要場所といたします。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。
- (3) 当社は、同条第1項の定めにかかわらず、1建物をなすものを需要場所といたします。なお、1建物をなすものとは、複数の構内で構成された独立の1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物として一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (4) 構内または建物について疑義が生じる場合には、以下の基準によります。
 - (イ) 居住用の建物の場合
1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - ① 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区別されていること。
 - ② 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - ③ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。
 - (ロ) 居住用以外の建物の場合
1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - (ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合には、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用部分以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。
- (二) その他
構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

第10条 需給契約の単位

当社は、1需要場所について、1つの需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要の場合は、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とを合わせた2需給契約とすることができます。

第11条 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。所定の手続きには、スマートメーターへの切替工事も含まれます。この場合、当社はお客様との協議をすることなく、お客様に供給を開始することのできる最短の日程にてお客様に電気の供給を開始することができるものといたします。
- (2) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 天候、用地事情等やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客様に対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (4) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客様の供給開始希望日に応じられないことがあり、その場合、お客様は当社に対して損害賠償、補償請求等如何なる金銭的な要求もおこなう権利がないものといたします。

第12条 承諾の限界

本約款第11条(供給の開始)にかかわらず、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金が支払期日を経過してなお支払われない場合、当社の他のサービスの料金、および当社グループ会社より提供を受けているサービスの料金を含みます。)その他によってやむを得ない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

第13条 契約種別

契約種別は別表6(契約種別)のとおりといたします。

第14条 料金等

料金は、基本料金、電力量料金、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表5(容量拠出金反映額)(1)によって算定された容量拠出金反映額の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2によって算定された燃料費等調整額を加算または減算したものいたします。また、契約種別は別表6(契約種別)、料金単価は別表7(料金単価)によるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

第15条 料金の適用開始の時期

料金は、需給契約の成立後に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客様の責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

第16条 検針日

検針は、お客様ごとに、原則として各月ごとに一般送配電事業者がおこなうものとし、検針日は、一般送配電事業者が実際に検針をおこなった日または検針をおこなったものとされる日といたします。

第17条 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客様に電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第18条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおりおこない、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から小売電気事業者、および当社に通知(電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの小売電気事業者、および当社への通知)があった後、原則として検針日から7営業日以内にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力は、別表8(使用電力量の協定)を基準として、お客様と当社との協議によって決めます。

第19条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。
 - (イ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間の日数がその料金算定期間の終期に対応する検針の基準となる日の属する月の前月の日数(以下「暦日数」といいます)に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - (ロ) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合。
- (2) (1)(イ)または(ロ)の場合は、次により料金を算定いたします。
 - (イ) 基本料金は、別表9(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をいたします。
 - (ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9(日割計算の基本算式)(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表9(日割計算の基本算式)(2)により日割計算をいたします。

- (ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9(日割計算の基本算式)(4)により算定いたします。
 - (ニ) 容量拠出金反映額は、日割計算をいたしません。
 - (ホ) (イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) (1)(イ)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)(ロ)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

第20条 料金の支払義務ならびに支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- (イ) 原則として、検針日といたします。
 - (ロ) 検針日に、一般送配電事業者からお客様の接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。
 - (ハ) 一般送配電事業者から受領したお客様の接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定をおこなった日といたします。
 - (ニ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認をおこなった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、以下の支払方法および支払期日に基づきお支払いいただくものとします。
- クレジットカード払いの場合:お客様がご登録いただいたクレジットカード事業者の規約および支払期日に基づきお支払いいただくものといたします。

第21条 料金その他の支払方法

- (1) 料金については、毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、本約款第20条第2項に定める支払方法および支払期日に基づきお支払いいただくものといたします。
- (2) 以下に定める利用上の留意事項を遵守または承諾していただくものといたします。
- (イ) お客様から当社の指定する決済システムの運用事業者にてご登録いただいたクレジットカード番号、有効期限が変更または更新された際、クレジットカード事業者より事前にお客様に通知することなく、お客様の新しいクレジットカード番号、有効期限が当社の指定する決済システムの運用事業者へ通知される場合があります。この場合、お客様は新しいクレジットカードにより当社に料金を異議なくお支払いいただくものといたします。
 - (ロ) お客様より事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードより継続して料金をお支払いいただくものといたします。
 - (ハ) お客様がクレジットカード事業者に立替払いされた料金をクレジットカード事業者の規約および支払期日に基づきお支払いをされなかった場合、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でもクレジットカード事業者により取り消される可能性があります。
- (3) お客様からご登録いただいた支払方法が何らかの理由により料金の決済にご利用いただけない場合、当社の判断により当社は別途指定する支払方法に従ってお支払いいただくものといたします。この場合、お客様が新たに支払方法を届け出たときは、当社の別段の指示がある場合を除き、この最新の支払方法に従い、お支払いが未了の料金をお支払いいただくものといたします。
- (4) 前項にて当社が別途指定する決済方法が請求書によるお支払いの場合、お客様は請求書1枚につき事務手数料330円(税込)をご負担いただくものといたします。
- (5) お客様は、債権譲渡先または債権回収業務の委託先となる請求事業者が債権の回収状況等の情報を当社に開示することがあることにつきあらかじめ承諾していただくものといたします。
- (6) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定した金額として、当社が指定する期日までにお支払いいただくものといたします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は

切り捨てます。また、支払期日から10暦日までに料金のお支払いがなされた場合は、遅延損害金は免除いたします。

(7) お支払いいただいた料金、遅延損害金は、支払義務の発生した順序で充当いたします。

V 使用および供給

第22条 需要場所への立ち入りによる業務の実施

お客様の需要場所に関し、当社および一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点(電気の需給がおこなわれる地点をいい、以下同じといたします。)に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量器の検針または計量値の確認
- (4) 本約款第24条(供給の停止)、第32条(需給契約の終了)(2)または第34条(解約等)により必要な処置
- (5) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第23条 電気の使用にともなうお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害する、もしくはその恐れがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす、もしくはその恐れがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点でおこないます。)には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - (イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (ホ) その他(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に準ずる場合
- (2) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。
- (3) お客様が保安等のために必要とされる電気については、お客様ご自身の費用と責任においてその容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第24条 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様に係る電気の供給の停止を一般送配電事業者へ依頼することがあり、一般送配電事業者により、そのお客様に係る電気の供給の停止がおこなわれることがあります。
 - (イ) お客様の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (ロ) お客様の需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社、小売電気事業者および一般送配電事業者へ重大な損害を与えた場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様に係る電気の供給の停止を一般送配電事業者へ依頼することがあります。
 - (イ) お客様の責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - (ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用した場合

第25条 供給停止の解除

本約款第24条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第26条 違約金

- (1) お客様が本約款第24条(供給の停止)第2項(ロ)または(ハ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお支払いいただくものといたします。
- (2) (1)に定める「免れた金額」とは、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。
- (4) 前三項の他、別途当社がお客様に対して定める違約金がある場合には、お客様は当社所定の方法にてそれをお支払いいただくものといたします。

第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社、小売電気事業者または一般送配電事業者は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (イ) 異常渇水等により電気の供給上やむを得ない場合
 - (ロ) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがある場合
 - (ハ) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (二) 非常変災の場合
- (ホ) その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社、小売電気事業者または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむを得ない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等はおこないません。

第28条 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社および小売電気事業者の責に帰すべき事由があるときを除き、当社および小売電気事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本約款第27条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社または小売電気事業者の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本約款第24条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、または本約款第34条(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社および小売電気事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社および小売電気事業者の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社および小売電気事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様、当社もしくは小売電気事業者が損害を受けた場合、当社もしくはお客様はその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社および小売電気事業者は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客様の損害について賠償の責任を負いません。

第29条 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社、小売電気事業者または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合は、修理費相当額といたします。
- (2) 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価格と取替工費の合計額といたします。

Ⅵ 契約の変更および終了

第30条 需給契約の変更

- (1) お客様が需給契約の変更を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ(契約について)に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) 需給契約の変更にともない、当社がお客様に対し供給条件の説明、書面交付および供給開始後の書面交付をおこなう場合の取り扱いは、本約款第2条(本約款の変更)(2)および(3)に準ずるものといたします。

第31条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社および小売電気事業者に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の方法によって届出をしていただきます。

第32条 需給契約の終了

- (1) お客様が電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社が指定する期日までに当社に通知していただきます。当社および小売電気事業者は、原則として、お客様から通知された終了期日に供給を終了させるための適当な処置をおこないます。なお、当社が指定する期日までに通知いただけない場合、お客様から通知の終了期日に供給を終了できない場合がございますので、ご了承ください。
- (2) 電力小売供給契約は、本約款第34条(解約等)に規定する場合または次の場合を除き、お客様が当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - (イ) 当社がお客様の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
 - (ロ) 当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により、供給を終了させるための処置をとることができない場合は、需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

第33条 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客様が契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客様にお支払いいただくものといたします。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客様が電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等から工事費の精算を求められる場合は、その精算金をお客様にお支払いいただくものといたします。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

第34条 解約等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。ただし、④に該当する場合を除き、原則として解約日の15日前までにその旨をお客様にお知らせいたします。
 - ①お客様が次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 当社が指定する支払期限日までに電気料金を支払っていただけない場合
 - (ロ) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息や工事費負担金等)を履行しない場合
 - ②お客様が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合
 - (イ) お客様の責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続をおこなった場合

- (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- (ホ) 契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
- (ヘ) 電灯または小型機器をご使用のお客様向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
- (ト) 本約款第22条(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に際して、当社および一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- (チ) 本約款第23条(電気の使用にともなうお客様の協力)によって必要となる措置を講じられない場合

③お客様が以下のいずれかに該当した場合

- (イ) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合
- (ロ) 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合
- (ハ) 支払停止の状態に陥った場合
- (ニ) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
- (ホ) その他前各号に準ずる財産状態または信用状態の悪化があると認められる相当の事由が生じた場合

(ヘ) お客様が当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合

(ト) 本約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合

④お客様が、本約款第32条(需給契約の終了)第1項による通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合。この場合には、当社が電力小売供給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

- (2) 当社が取次契約の終了等の事由により、お客様に対し電気の供給を取次することができなくなる見込みがある場合には、原則として、事前に当社のホームページにてお知らせいたします。
- (3) 取次契約が終了した場合、お客様が他の小売電気事業者への契約切り替えを希望される場合を除き、何らかの行為を要することなく、直ちに、供給契約に関するお客様の契約の相手方が小売電気事業者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客様に書面により通知するものとし、この変更が生じた後、小売電気事業者は、遅滞なくその旨をお客様に書面により通知するものいたします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。

第35条 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

第36条 供給地点および施設

- (1) 電気の供給地点(電気の供給がおこなわれる地点をいいます。)は、託送供給等約款における供給地点といたします。
- (2) 電気の供給地点に至るまでの供給設備、付帯設備(供給設備の施設上必要なお客様の設備をいいます。)およびその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

第37条 計量器等の取り付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器は、原則として、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。取り付けにともなって一般送配電事業者から短時間の停電をお願いする必要があることをご了承いただきます。なお、次の場合には、計量器をお客様の所有とし、お客様の負担で取り付けいただくことがあります。
 - (イ) お客様の希望によって計量器の付属装置を施設する場合
 - (ロ) 変成器の2次配線等で、特に多額の費用を要する場合
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置、取り付け場所、解錠、使用する電気工作物等については、お客様と一般送配電事業者との協議によって決めていただきます。
- (3) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客様に実費相当額をお支払いいただくものといたします。

第38条 電流制限器等の取り付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取り付け位置は原則として屋内とし、その取り付け場所はお客様から無償で提供していただきます。
- (3) お客様の希望によって電流制限器等の取り付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客様に実費相当額をお支払いいただくものといたします。

第39条 供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその負担金をお支払いいただくものといたします。

第40条 需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって供給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客様にお支払いいただくものといたします。なお、この場合には、実際に供給設備の工事をおこなわなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をお支払いいただくものといたします。

VIII 保 安

第41条 調査に対するお客様の協力

お客様が電気工作物の変更の工事をおこなった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。

第42条 保安等に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社、小売電気事業者および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社、小売電気事業者および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - (イ) お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合
 - (ロ) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあり、それが当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合
- (2) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

IX そ の 他

第43条 消費税法等改正の場合の取扱い

消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法または改正地方税法に則り電気料金を計算の上お客様から申し受けます。この場合消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものといたします。

第44条 反社会的勢力の排除

お客様は、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約するものといたします。なお、お客様が当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客様との電力小売供給契約を解除することができるものといたします。この場合、当該お客様に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わない

ものいたします。

(イ) 自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。

(ロ) 自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

第45条 管轄裁判所

お客様との本約款等に関する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再エネ特措法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再エネ特措法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) お客様の事業所が再エネ特措法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申し出の直後の5月の検針日から翌年の5月の検針日(お客様の事業所が再エネ特措法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(イ)にかかわらず、(イ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再エネ特措法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再エネ特措法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費等調整額

(1) 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調達調整費の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、それぞれ次の「3.燃料費調整」および「4.電源調達調整費」の定めに従うものいたします。

(2) N月の検針日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される燃料費等調整額の加減算は、原則として、対象電気料金の請求にて相殺または合算することでおこなうものいたします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様といたします。

(3) 当社は、(2)の定めにかかわらず、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にておこなうことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものいたします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にておこなっているお客様の需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものいたします。

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1kL 当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1kL 当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、一般送配電事業者の管轄エリアごとに以下の通りといたします。

北海道電力ネットワークエリア	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
東北電力ネットワークエリア	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
東京電力パワーグリッドエリア	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
中部電力パワーグリッドエリア	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
北陸電力送配電エリア	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
関西電力送配電エリア	$\alpha = 0.0140$	$\beta = 0.3483$	$\gamma = 0.7227$
中国電力ネットワークエリア	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\gamma = 0.9761$
四国電力送配電エリア	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
九州電力送配電エリア	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1kL 当たりの平均原油価格、1t 当たりの平均液化天然ガス価格および 1t 当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(ロ)燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、0.1 円とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{燃料費調整適用係数}$$

基準燃料価格は以下の通りといたします。

北海道電力ネットワークエリア	37, 200 円
東北電力ネットワークエリア	31, 400 円
東京電力パワーグリッドエリア	44, 200 円
中部電力パワーグリッドエリア	45, 900 円
北陸電力送配電エリア	21, 900 円
関西電力送配電エリア	27, 100 円
中国電力ネットワークエリア	26, 000 円
四国電力送配電エリア	26, 000 円
九州電力送配電エリア	27, 400 円

燃料費調整適用係数は以下の通りといたします。

北海道電力ネットワークエリア	0.0
東北電力ネットワークエリア	0.0
東京電力パワーグリッドエリア	0.0
中部電力パワーグリッドエリア	0.0
北陸電力送配電エリア	0.0
関西電力送配電エリア	0.0
中国電力ネットワークエリア	0.0
四国電力送配電エリア	0.0

九州電力送配電エリア	0.0
------------	-----

(ハ)燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ニ)燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定した金額といたします。ただし、ライトプラン関西 A、ライトプラン中国A、ライトプラン四国Aにおける最低料金適用電力量までは、燃料費調整額は、低料金に適用される基準単価に基づき算定された燃料費調整単価の金額といたします。なお、燃料費調整額の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 000 円変動した場合の値といたします。

エリア	区分	単価
北海道	1kWh につき	0.197 円
東北	1kWh につき	0.221 円

東京	1kWhにつき	0.232 円
中部	1kWhにつき	0.233 円
北陸	1kWhにつき	0.161 円
関西	1kWhにつき	0.165 円
中国	1kWhにつき	0.245 円
四国	1kWhにつき	0.196 円
九州	1kWhにつき	0.136 円

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)(イ)の各平均燃料価格算定期間における 1kL 当たりの平均原油価格、1 t 当たりの平均液化天然ガス価格、1t 当たりの平均石炭価格および(1)(ロ)によって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

(4) 燃料費調整適用係数の見直し

当社は、毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日の年 4 回、燃料費調整適用係数の見直しをおこない、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することで、その内容を改定することができるものといたします。なお、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費等調整額の適用開始時期は、以下のとおりといたします。

改定時期	適用開始時期
毎年 1 月 1 日時点の改定	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年 4 月 1 日時点の改定	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年 7 月 1 日時点の改定	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年 10 月 1 日時点の改定	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始

4. 電源調達調整費

(1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、その 1 月の使用電力量に(2)に定める電源調達調整単価を適用して算定いたします。なお、電源調達調整費の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 電源調達調整単価の算定

電源調達調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、電源調達調整単価の単位は、0.1 円とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$A \times \alpha < B$ の場合、電源調達調整単価(還元) $= (A \times \alpha - B) \times \beta \times D$

$A \times \alpha > C$ の場合、電源調達調整単価(追加) $= (A \times \alpha - C) \times \beta \times D$

A 一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの 1 ヶ月平均値に、1 + 消費税率を乗じ、小数点以下第三位で四捨五入した値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。なお、各算定期間は(4)のとおりです。)

B (5)「電源調達調整費 料金表」に定める還元調整基準単価

C (5)「電源調達調整費 料金表」に定める追加調整基準単価

D (5)「電源調達調整費 料金表」に定める電源調達調整適用係数

α (5)「電源調達調整費 料金表」に定める調達単価係数

β (5)「電源調達調整費 料金表」に定める適用期間補正係数

(3) 単価等の見直し

当社は、毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日の年 4 回、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表するエリアプライスの推移を踏まえ、(5)「電源調達調整費 料金表」に定める還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および補正係数の見直しをおこない、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することで、その内容を改定することができるものといたします。なお、改定後の還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達

調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数により算定する燃料費等調整額の適用開始時期は、以下のとおりといたします。

改定時期	適用開始時期
毎年 1 月 1 日時点の改定	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年 4 月 1 日時点の改定	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年 7 月 1 日時点の改定	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年 10 月 1 日時点の改定	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始

(4) 電源調達調整単価の適用

各 JEPX エリアプライス平均値算定期間の JEPX エリアプライス平均値によって算定された電源調達調整単価は、その JEPX エリアプライス平均値算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各 JEPX エリアプライス平均値算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

JEPX エリアプライス平均値算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年となる場合は、その年の 2 月 29 日までの期間)	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(5) 電源調達調整費 料金表

提供エリア	B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	D 電源調達調整適用係数
北海道電力ネットワークエリア	15.16 円	16.50 円	1.0
東北電力ネットワークエリア	9.39 円	11.00 円	1.0
東京電力パワーグリッドエリア	11.66 円	13.97 円	1.0
中部電力パワーグリッドエリア	10.32 円	12.54 円	1.0
北陸電力送配電エリア	8.51 円	9.90 円	1.0
関西電力送配電エリア	9.86 円	12.21 円	1.0
中国電力ネットワークエリア	9.97 円	11.77 円	1.0
四国電力送配電エリア	10.55 円	12.65 円	1.0
九州電力送配電エリア	8.42 円	10.45 円	1.0

提供エリア	α 調達単価係数 ※					
	1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	6 月分
北海道電力ネットワークエリア	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.08
東北電力ネットワークエリア	1.07	1.08	1.08	1.07	1.07	1.07
東京電力パワーグリッドエリア	1.07	1.08	1.08	1.09	1.07	1.08
中部電力パワーグリッドエリア	1.07	1.08	1.10	1.11	1.10	1.09
北陸電力送配電エリア	1.07	1.06	1.05	1.01	1.00	1.09
関西電力送配電エリア	1.06	1.08	1.13	1.17	1.15	1.10
中国電力ネットワークエリア	1.07	1.09	1.12	1.12	1.10	1.10
四国電力送配電エリア	1.07	1.08	1.11	1.11	1.09	1.11
九州電力送配電エリア	1.08	1.10	1.12	1.11	1.10	1.11

提供エリア	α 調達単価係数 ※					
	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分
北海道電力ネットワークエリア	1.07	1.08	1.08	1.07	1.06	1.07
東北電力ネットワークエリア	1.07	1.08	1.09	1.08	1.06	1.09
東京電力パワーグリッドエリア	1.07	1.07	1.08	1.07	1.05	1.07
中部電力パワーグリッドエリア	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.09
北陸電力送配電エリア	1.14	1.13	1.11	1.05	1.04	1.09
関西電力送配電エリア	1.08	1.06	1.07	1.09	1.07	1.07
中国電力ネットワークエリア	1.11	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09
四国電力送配電エリア	1.11	1.09	1.10	1.09	1.07	1.09
九州電力送配電エリア	1.09	1.08	1.08	1.10	1.08	1.09

※各表の「N 月分」は、N-1 月の検針日から N 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る電源調達調整単価の算出に適用することを示しております。

5. 容量拠出金反映額

(1) 容量拠出金反映額の算定

(イ) 容量拠出金

容量拠出金は、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)が定める定款に基づき、広域機関が一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者たる同機関の会員に対して請求する、容量市場における供給力の確保に係る拠出金のことをいいます。

(ロ) 容量拠出金反映額

容量拠出金反映額は、当社が広域機関から請求される容量拠出金を、需給契約の料金に反映することを目的として当社が設定する金額とし、以下(ハ)により算出する「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下(ヘ)により算出する「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計といたします。

(ハ) 容量拠出金反映基礎額

容量拠出金反映基礎額は、次の算式によって算定する金額といたします。

容量拠出金反映基礎額

= 契約電力(※1)(※2)(※3) × (ニ)に定める容量拠出金反映基礎額単価

※1: 料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値(ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値)を適用いたします。

※2: 契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3: 下表の契約種別のお客様には、下表のみなし契約電力の値を適用いたします。なお、当社は、毎月1日時点においてみなし契約電力の見直しをおこない、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたします。

契約種別	みなし契約電力
スマートプラン 東北	6kW
スマートプラン 東京 C 実量制	6kW
スマートプラン 中国	6kW
スマートプラン 四国	6kW
関西電力送配電エリア、中国電力ネットワークエリアまたは四国電力送配電エリアのいずれかの提供エリアにおいて、ライトプラン A に分類される契約種別	3kW

(ニ) 容量拠出金反映基礎額単価

容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度(毎年4月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間)分として供給区域ごとに算出し設定いたします。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金反映基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。

(ホ) 容量拠出金反映基礎額の対象となる容量拠出金

容量拠出金反映基礎額の対象となる容量拠出金は、その容量拠出金反映基礎額を含む料金の算定期間に応じて下表のとおりといたします。

容量拠出金反映基礎額を含む料金の算定期間	対象となる容量拠出金
その年の4月の検針日から同年5月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から4月30日までの期間における容量拠出金
その年の5月の検針日から同年6月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から5月31日までの期間における容量拠出金
その年の6月の検針日から同年7月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から6月30日までの期間における容量拠出金
その年の7月の検針日から同年8月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から7月31日までの期間における容量拠出金

その年の8月の検針日から同年9月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から8月31日までの期間における容量拠出金
その年の9月の検針日から同年10月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から9月30日までの期間における容量拠出金
その年の10月の検針日から同年11月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から10月31日までの期間における容量拠出金
その年の11月の検針日から同年12月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から11月30日までの期間における容量拠出金
その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から12月31日までの期間における容量拠出金
その年の1月の検針日から同年2月の検針日の前日までの期間	毎年1月1日から1月31日までの期間における容量拠出金
その年の2月の検針日から同年3月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から2月28日(閏年の場合は2月29日)までの期間における容量拠出金
その年の3月の検針日から同年4月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から3月31日までの期間における容量拠出金

(ヘ) 容量拠出金反映調整額

容量拠出金反映調整額は、次の算式によって算定する金額とし、当社は、以下(チ)の定めに従って、容量拠出金反映調整額の加減算により、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客様か否かに関わりなく、容量拠出金反映額として当社がお客様に請求した金額から当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額(以下「容量拠出乖離額」といいます。)に係る調整をおこなうことができるものといたします。なお、容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものといたします。

容量拠出金反映調整額

= 契約電力(※1)(※2)(※3) × (ト)に定める容量拠出金反映調整額単価

※1: 料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値(ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値)を適用いたします。

※2: 契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3: (ハ)におけるみなし契約電力の定めを同様に適用いたします。

(ト) 容量拠出金反映調整額単価

容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の検針日から翌月の検針日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定いたします。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に(広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに)公表いたします。

(チ) 容量拠出金反映調整額の対象となる容量拠出乖離額

容量拠出金反映調整額の対象となる容量拠出乖離額は、その容量拠出金反映調整額を含む料金の算定期間に応じて、下表に定める各期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額といたします。ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、下表の定めにかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整をおこなうことができるものといたします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の検針日から翌々々月の検針日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にておこないます。

容量拠出金反映調整額を含む料金の算定期間	容量拠出乖離額の算出元となる容量拠出金
その年の4月の検針日から同年5月の検針日の前日までの期間	・前年4月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年8月1日から同月末日までの期間における容量拠出金

	・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 5 月の検針日から同年 6 月の検針日の前日までの期間	・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 6 月の検針日から同年 7 月の検針日の前日までの期間	・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 7 月の検針日から同年 8 月の検針日の前日までの期間	・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 8 月の検針日から同年 9 月の検針日の前日までの期間	・前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 9 月の検針日から同年 10 月の検針日の前日までの期間	・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 10 月の検針日から同年 11 月の検針日の前日までの期間	・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 11 月の検針日から同年 12 月の検針日の前日までの期間	・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間	・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 1 月の検針日から同年 2 月の検針日の前日までの期間	・前年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 2 月の検針日から同年 3 月の検針日の前日までの期間	・前年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 3 月の検針日から同年 4 月の検針日の前日までの期間	・前年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金

(リ) 容量拠出金反映額に対する個別の対応

当社は、前述の定めにかかわらず、当社の裁量により、容量拠出金反映額について、事前にお客様に当社が適当と判断した方法にてその内容を通知することで、以下の対応をおこなうことができるものといたします。

(イ) 容量拠出金反映額の一部または全部について、料金に加算しないこと

(ロ) 容量拠出金反映額の一部または全部について、分割にて料金に加減算すること

(ヌ) 需給契約が終了した場合における容量拠出金反映額の取扱い

需給契約が終了する場合、当社は、需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額((リ)(ロ)によるものに限ります。)の合計金額(以下「未履行反映額」といいます。)を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算をおこないます。

(イ) 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客様に返金いたします。

(ロ) 当社は、お客様の責めに帰すべき事由により(イ)の返金をおこなうことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客様に通知することで是正を求めるものといたします。なお、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客様がこれを是正しない場合(お客様の責めに帰すべき事由により、当該通知がお客様に到達しなかった場合を含みます。)には、当該期間が経過した時点をもってお

お客様の当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとし、お客様は予めこれに同意するものといたします。

(2) 適用期間

容量拠出金反映額は、2024 年 4 月の検針日以降の算定期間における料金に適用いたします。

6. 契約種別

(1) 契約種別は次のとおりといたします。

需要区分	エリア	契約種別
電灯需要	北海道	ライトプラン北海道B
	東北	ライトプラン東北B
	東京	ライトプラン東京B
	中部	ライトプラン中部B
	北陸	ライトプラン北陸B
	関西	ライトプラン関西A
	中国	ライトプラン中国A
	四国	ライトプラン四国A
	九州	ライトプラン九州B

需要区分	エリア	契約種別
電灯需要	東北	スマートプラン 東北
	東京	スマートプラン 東京 C実量制
	中国	スマートプラン 中国
	四国	スマートプラン 四国

二表目の契約種別を総称して「スマートプラン」といいます。

(2) 契約種別のうちスマートプランには、次の定めを適用いたします。

- イ) 電灯または小型機器をご使用され、対象エリアの一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客様で、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量が1kVA以上であるものに適用いたします。
- ロ) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される、貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客様が当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- ハ) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客様が給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に湧きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- ニ) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出てください。
- ホ) 当社は、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- ヘ) 申込み対象は個人といたします。
- ト) 1つの需要場所に2つ以上の契約種別が存在する場合、原則すべての契約をスマートプランに切替させていただきます。

7. 料金単価

料金単価(消費税込)は、契約種別によって以下のとおりとなります。

(1) 北海道エリア ライトプラン北海道B

(イ) 適用条件

- ① 需要場所が、北海道電力ネットワーク管内であること。
- ② 契約容量が20A以上であり、かつ、60A以下であること。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数50Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ) 契約容量の決定方法

契約容量は、20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、当社は、以下のように契約容量を決定いたします。

- ① お客様が、現在ご契約中の小売電気事業者との電力小売供給契約を終了し、当社と新たに電力小売供給契約を締結する場合には、現在ご契約中の契約容量にて当社の契約容量といたします。なお、申込みと同時の契約容量の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- ② お客様が、転居等にともない新たに当社との小売供給契約を締結する場合には、お客様の転居先にある電流制限器に設定の電力容量をお客様と当社との契約容量といたします。
- ③ 需要場所にある電流制限器に設定の電力容量が20A未満の場合には、契約容量を20Aといたします。

(二) 料金

北海道エリアにおけるライトプラン北海道Bの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

北海道エリアにおけるライトプラン北海道Bの基本料金は、1月につき次の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
契約電流20A	1	752.40円
契約電流30A	1	1,128.60円
契約電流40A	1	1,504.80円
契約電流50A	1	1,881.00円
契約電流60A	1	2,257.20円

② 電力量料金

北海道エリアにおけるライトプラン北海道Bの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
120kWh まで	1kWh	35.69円
120kWh 超過 280kWh まで	1kWh	41.98円
280kWh 超過	1kWh	45.70円

(2) 東北エリア ライトプラン東北B

(イ) 適用条件

- ① 需要場所が、東北電力ネットワーク管内であること。
- ② 契約容量が20A以上であり、かつ、60A以下であること。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数50Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ) 契約容量の決定方法

契約容量は、20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、当社は、以下のように契約容量を決定いたします。

- ① お客様が、現在ご契約中の小売電気事業者との電力小売供給契約を終了し、当社と新たに電力小売供給契約を締結する場合には、現在ご契約中の契約容量にて当社の契約容量といたします。なお、申込みと同時の契約容量の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- ② お客様が、転居等にともない新たに当社との小売供給契約を締結する場合には、お客様の転居先にある電流制限器に設定の電力容量をお客様と当社との契約容量といたします。

- ③ 需要場所にある電流制限器に設定の電力容量が20A未満の場合には、契約容量を20Aといたします。

(二)料金

東北エリアにおけるライトプラン東北Bの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

③ 基本料金

東北エリアにおけるライトプラン東北Bの基本料金は、1月につき次の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
契約電流20A	1	665.28円
契約電流30A	1	997.92円
契約電流40A	1	1,330.56円
契約電流50A	1	1,663.20円
契約電流60A	1	1,995.84円

④ 電力量料金

東北エリアにおけるライトプラン東北Bの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
120kWh まで	1kWh	29.62円
120kWh 超過 300kWh まで	1kWh	36.37円
300kWh 超過	1kWh	40.32円

(3) 東京エリア ライトプラン東京B

(イ)適用条件

- ① 供給地が、東京電力パワーグリッド管内であること。
- ② 契約容量が20A以上であり、かつ、60A以下であること。

(ロ)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数50Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ)契約容量の決定方法

契約容量は、20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、当社は、以下のように契約容量を決定いたします。

- ① お客様が、現在ご契約中の小売電気事業者との電力小売供給契約を終了し、当社と新たに電力小売供給契約を締結する場合には、現在ご契約中の契約容量にて当社の契約容量といたします。なお、申込みと同時の契約容量の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- ② お客様が、転居等にもない新たに当社との小売供給契約を締結する場合には、お客様の転居先にある電流制限器に設定の電力容量をお客様と当社との契約容量といたします。
- ③ 需要場所にある電流制限器に設定の電力容量が20A未満の場合には、契約容量を20Aといたします。

(二)料金

東京エリアにおけるライトプラン東京Bの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

東京エリアにおけるライトプラン東京Bの基本料金は、1月につき以下の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
契約電流20A	1	561.15円
契約電流30A	1	841.73円

契約電流40A	1	1,122.30円
契約電流50A	1	1,402.88円
契約電流60A	1	1,683.45円

② 電力量料金

東京エリアにおけるライトプラン東京Bの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
120kWh まで	1kWh	29.80円
120kWh 超過 300kWh まで	1kWh	36.40円
300kWh 超過	1kWh	40.49円

(4) 中部エリア ライトプラン中部B

(イ) 適用条件

- ① 供給地が、中部電力パワーグリッド管内であること。
- ② 契約容量が20A以上であり、かつ、60A以下であること。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzまたは50Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ) 契約容量の決定方法

契約容量は、20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、当社は、以下のように契約容量を決定いたします。

- ① お客様が、現在ご契約中の小売電気事業者との電力小売供給契約を終了し、当社と新たに電力小売供給契約を締結する場合には、現在ご契約中の契約容量にて当社の契約容量といたします。なお、申込みと同時の契約容量の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- ② お客様が、転居等にもない新たに当社との小売供給契約を締結する場合には、お客様の転居先にある電流制限器に設定の電力容量をお客様と当社との契約容量といたします。
- ③ 需要場所にある電流制限器に設定の電力容量が20A未満の場合には、契約容量を20Aといたします。

(二) 料金

中部エリアにおけるライトプラン中部Bの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

中部エリアにおけるライトプラン中部Bの基本料金は、1月につき次の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
契約電流20A	1	578.05円
契約電流30A	1	867.08円
契約電流40A	1	1,156.10円
契約電流50A	1	1,445.13円
契約電流60A	1	1,734.16円

② 電力量料金

中部エリアにおけるライトプラン中部Bの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
1kWh～	1kWh	26.97円

(5) 北陸エリア ライトプラン北陸B

(イ) 適用条件

- ① 供給地が、北陸電力送配電管内であること。

- ② 契約容量が20A以上であり、かつ、60A以下であること。
- (ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。
- (ハ) 契約容量の決定方法
契約容量は、20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、当社は、以下のように契約容量を決定いたします。
- ① お客様が、現在ご契約中の小売電気事業者との電力小売供給契約を終了し、当社と新たに電力小売供給契約を締結する場合には、現在ご契約中の契約容量にて当社の契約容量といたします。なお、申込みと同時の契約容量の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
 - ② お客様が、転居等にもない新たに当社との小売供給契約を締結する場合には、お客様の転居先にある電流制限器に設定の電力容量をお客様と当社との契約容量といたします。
 - ③ 需要場所にある電流制限器に設定の電力容量が20A未満の場合には、契約容量を20Aといたします。

(二) 料金

北陸エリアにおけるライトプラン北陸Bの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

北陸エリアにおけるライトプラン北陸Bの基本料金は、1月につき次の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
契約電流20A	1	544.50円
契約電流30A	1	816.75円
契約電流40A	1	1,089.00円
契約電流50A	1	1,361.25円
契約電流60A	1	1,633.50円

② 電力量料金

北陸エリアにおけるライトプラン北陸Bの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
120kWh まで	1kWh	30.85円
120kWh 超過 300kWh まで	1kWh	34.74円
300kWh 超過	1kWh	36.45円

(6) 関西エリア ライトプラン関西A

(イ) 適用条件

- ① 供給地が、関西電力送配電管内であること。
- ② 使用する最大容量(以下「最大需要容量」と言います。)が、6kVA未満であること。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ) 契約容量の決定方法

最大需要容量が6kVA未満であることの決定は、負荷の実情かつ必要に応じてお客様と当社との協議によっておこないます。

(二) 料金

関西エリアにおけるライトプラン関西Aの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

します。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 最低料金

関西エリアにおけるライトプラン関西Aの最低料金は、以下の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
最低料金（最初の15kWhまでを含む）	1	470.32円

② 電力量料金

関西エリアにおけるライトプラン関西Aの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
15kWh ～	1kWh	27.72円

(7) 中国エリア ライトプラン中国A

(イ)適用条件

- ① 供給地が、中国電力ネットワーク管内であること。
- ② 使用する最大容量(以下「最大需要容量」と言います。)が、6kVA未満であること。

(ロ)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ)契約容量の決定方法

最大需要容量が6kVA未満であることの決定は、負荷の実情かつ必要に応じてお客様と当社との協議によっておこないます。

(ニ)料金

中国エリアにおけるライトプラン中国Aの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 最低料金

中国エリアにおけるライトプラン中国Aの最低料金は、以下の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
最低料金（最初の15kWhまでを含む）	1	683.72円

② 電力量料金

中国エリアにおけるライトプラン中国Aの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	32.75円
120kWh 超過 300kWh まで	1kWh	39.43円
300kWh 超過	1kWh	41.55円

(8) 四国エリア ライトプラン四国A

(イ)適用条件

- ① 供給地が、四国電力送配電管内であること。
- ② 使用する最大容量(以下「最大需要容量」と言います。)が、6kVA未満であること。

(ロ)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ)最大需要容量の決定方法

最大需要容量が6kVA未満であることの決定は、負荷の実情かつ必要に応じてお客様と当社との協

議によっておこないます。

(二)料金

四国エリアにおけるライトプラン四国Aの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 最低料金

四国エリアにおけるライトプラン四国Aの最低料金は、以下の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
最低料金 (最初の11kWhまでを含む)	1	600.20円

② 電力量料金

四国エリアにおけるライトプラン四国Aの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	単位	税込額
11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	30.65円
120kWh 超過 300kWh まで	1kWh	37.27円
300kWh 超過	1kWh	40.78円

(9)九州エリア ライトプラン九州B

(イ)適用条件

- ① 供給地が、九州電力送配電管内であること。
- ② 契約容量が20A以上であり、かつ、60A以下であること。

(ロ)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。

(ハ)契約容量

契約容量は、20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、当社は、以下のように契約容量を決定いたします。

- ① お客様が、現在ご契約中の小売電気事業者との電力小売供給契約を終了し、当社と新たに電力小売供給契約を締結する場合には、現在ご契約の契約容量にて当社の契約容量といたします。なお、申込みと同時の契約電流の変更は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- ② お客様が、転居等にもない新たに当社との小売供給契約を締結する場合には、お客様の転居先にある電流制限器に設定の電力容量をお客様と当社との契約容量といたします。
- ③ 需要場所にある電流制限器に設定の電力容量が20A未満の場合には、契約容量を20Aといたします。

(二)料金

九州エリアにおけるライトプラン九州Bの料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費等調整額)にて算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

① 基本料金

九州エリアにおけるライトプラン九州Bの基本料金は、1月につき次の通りといたします。

基本料金	契約単位	税込額
契約電流20A	1	569.23円
契約電流30A	1	853.85円
契約電流40A	1	1,138.46円
契約電流50A	1	1,423.08円
契約電流60A	1	1,707.70円

② 電力量料金

九州エリアにおけるライトプラン九州Bの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いた

します。

電力量料金	単位	税込額
1kWh～	1kWh	24.77円

(10)スマートプラン 東北

(イ)適用条件

- ① 供給地が、東北電力ネットワーク管内であること。
- ② 契約容量が6kVA以上であるお客様で、当社との協議が整った場合。

(ロ)契約容量

- ① 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ② 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vの場合
契約主開閉器の定格電流(A)×電圧(V)×1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vの場合の電圧は、200Vといたします。
- ③ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200Vの場合
契約主開閉器の定格電流(A)×電圧(V)×1.732× 1/1,000

(ハ)料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。
- ② 基本料金
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	料金
契約容量10kVAまで	4,356.00円
契約容量10kVA超過分	1kVAあたり 435.60円

③ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

時間帯区分	単位	料金
平日昼間	1kWh	31.33円
平日夜間・休日	1kWh	25.38円

時間帯区分は、次のとおりといたします。

平日昼間 平日 午前8時から午後10時まで

平日夜間 平日 午後10時から翌午前8時まで

休日 土曜・日曜・祝日および1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、
12月29日、12月30日、12月31日

(11)スマートプラン 東京C 実量制

(イ)適用条件

- ① 供給地が、東京電力パワーグリッド管内であること。
- ② 契約容量が49kW以下であること。

(ロ)契約容量

契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値と、前11ヶ月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

(ハ)料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および別表5(容

量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

② 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	料金
契約容量1kWにつき	311.75円

③ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

時間帯区分	単位	料金
昼間時間	1kWh	30.40円
夜間時間	1kWh	23.68円

時間帯区分は、次のとおりといたします。

昼間時間 毎日 午前6時から翌午前1時まで

夜間時間 毎日 午前1時から午前6時まで

(12)スマートプラン 中国

(イ)適用条件

- ① 供給地が、中国電力ネットワーク管内であること。
- ② 契約容量が49kW以下であること。

(ロ)契約容量

契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値と、前11ヶ月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

(ハ)料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

② 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量最初の10kWまで	2,018.72円
10kWをこえる1kWにつき	480.37円

③ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

時間帯区分	単位	料金
夏季デイトタイム	1kWh	39.49円
その他季デイトタイム	1kWh	37.74円
ナイトタイム	1kWh	25.80円
ホリデータイム	1kWh	25.80円

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏季デイトタイム 平日 午前9時から午後9時まで(7月1日から9月30日)
- (2) その他季デイトタイム 平日 午前9時から午後9時まで(10月1日から翌年6月30日)
- (3) ナイトタイム 平日 午前0時から午前9時まで、平日 午後9時から午前0時まで
- (4) ホリデータイム 土曜・日曜・祝日および、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

(13)スマートプラン 四国

(イ)適用条件

- ① 供給地が、四国電力送配電管内であること。
- ② 契約容量が49kW以下であること。

(ロ)契約容量

契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値と、前11ヶ月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

(ハ)料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

② 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量最初の10kWまで (平日昼間の最初の40kWhまで 夜間・休日の最初の130kWhまでを含む)	7,254.66円
10kWをこえる1kWにつき	617.22円

③ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

時間帯区分	単位	料金
平日昼間	1kWh	36.52円
夜間・休日	1kWh	28.88円

時間帯区分は、次のとおりといたします。

平日昼間 平日 午前9時から午後11時まで

夜間 平日 午後11時から翌午前9時まで

休日 土曜・日曜・祝日および、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

8. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協議の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3ヶ月間の使用電力量}}{\text{前3ヶ月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合
使用された負荷設備の容量にそれぞれの使用時間を乗じて得た値を合計した値といたします。
- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協議の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けした計量器の計量による場合
参考のために取り付けした計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取り付けは、本約款第37条（計量器等の取り付け）に準ずるものといたします。
- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協議いたします。

- (イ) お客様の申し出により測定したときは、申し出の日の属する月
(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9. 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

本約款第19条(料金の算定)(2)(イ)の場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

本約款第19条(料金の算定)(2)(ロ)の場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 関西エリア ライトプラン関西Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

第1段階料金適用電力量とは、15kWh をこえ 120kWh までの 1kWh 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ)中国エリア ライトプラン中国Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(ロ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

第 1 段階料金適用電力量とは、15kWh をこえ 120kWh までの 1kWh 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ)四国エリア ライトプラン四国Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(ハ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

第 1 段階料金適用電力量とは、11kWh をこえ 120kWh までの 1kWh 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120kWh をこえ 300kWh までの 1kWh 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ)北海道エリア ライトプラン北海道 B の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120kWhまでの1kWh当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120kWhをこえ280kWhまでの1kWh当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ホ)その他の料金種別の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120kWhまでの1kWh当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{kWh} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120kWhをこえ300kWhまでの1kWh当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ヘ)(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

本約款第19条(料金の算定)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

10. 提供エリア

提供エリア	都道府県名
北海道電力ネットワークエリア	北海道
東北電力ネットワークエリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力パワーグリッドエリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力パワーグリッドエリア	愛知県、長野県、静岡県(一部を除く)、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く)
北陸電力送配電エリア	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部

関西電力送配電エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、三重県の一部
中国電力ネットワークエリア	鳥取県、島根県（一部を除く）、岡山県、広島県、山口県（一部を除く）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力送配電エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州電力送配電エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

但し離島を除くこととする。